愛知県	三河港	名古屋税関豊橋税関支署	豊橋市	田原市	○・八七五五	○・一二四五						
	衣浦港	名古屋税関豊橋税関支署衣浦出張所	半田市	碧南市	高浜市	知多郡武豊町	○・二八五〇	○・四五二七	○・〇六六八	○・一九五五		
	名古屋港	名古屋税関	名古屋市	東海市	知多市	弥富市	海部郡飛島村	○・四九〇六	○・一〇九一	○・〇七一九	○・二二六七	○・一一一七
三重県	四日市港	名古屋税関四日市税関支署	四日市市	三重郡川越町				○・九四八三	○・〇五一七			
大阪府	阪南港	大阪税関堺税関支署岸和田出張所	岸和田市	貝塚市	泉佐野市	泉北郡忠岡町		○・四一七七	○・〇八五五	○・四九六八	○・〇〇〇〇	
	阪神港	大阪税関堺税関支署	堺市	泉大津市	高石市			○・六八三四	○・一三二九	○・一八三七		
		神戸税関尼崎税関支署	尼崎市	西宮市				○・八七四三	○・一二五七			
兵庫県	姫路港	神戸税関姫路税関支署	姫路市	たつの市				○・九九四〇	○・〇〇六〇			
	東播磨港	神戸税関姫路税関支署東播磨出張所	明石市	加古川市	高砂市	加古郡播磨町		○・〇〇〇〇	○・八六七一	○・〇二〇三	○・一一二六	
和歌山県	和歌山下津港	大阪税関和歌山税関支署下津出張所	海南市	有田市				○・五八三八	○・四一六二			
鳥取県 島根県	境港	神戸税関境税関支署	境港市	松江市				○・八五五七	○・一四四三			
岡山県	福山港	神戸税関福山税関支署	笠岡市	福山市				○・〇二九一	○・九七〇九			

広島県	尾道糸崎港	神戸税関福山税関支署尾道糸崎出張所	三原市	尾道市	福山市			○・一三二四	○・五七六一	○・二九一五		
	広島港	神戸税関広島税関支署	広島市	廿日市市	安芸郡海田町	安芸郡坂町		○・八九五六	○・〇四四七	○・〇〇九七	○・〇五〇〇	
山口県	岩国港	門司税関岩国税関支署	岩国市	玖珂郡和木町				○・七五〇〇	○・二五〇〇			
	平生港	門司税関徳山税関支署平生出張所	熊毛郡田布施町	熊毛郡平生町				○・一〇〇〇	○・九〇〇〇			
	宇部港	門司税関宇部税関支署	宇部市	山陽小野田市				○・六五六二	○・三四三八			
徳島県	徳島小松島港	神戸税関小松島税関支署	徳島市	小松島市				○・三五一五	○・六四八五			
沖縄県	那覇港	沖縄地区税関	那覇市	浦添市				○・九九〇七	○・〇〇九三			
	金武中城港		南城市	中頭郡中城村	中頭郡西原町			○・〇〇〇〇	○・〇七〇五	○・九二九五		
		沖縄地区税関沖縄税関支署	うるま市	沖縄市	国頭郡金武町			○・六五〇七	○・〇九一四	○・二五七九		

○総務省告示第三百四十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十三第四項の規定により、特定基地局の開設に関する計画を認定したので、同条第七項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の二の六の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十七日

総務大臣　片山　善博

認定をした日	平成二十二年九月九日
認定の有効期間	平成二十二年九月九日から平成二十七年九月八日まで
指定した周波数	二〇七・五MHz以上二二二MHz以下
認定を受けた者の名称	株式会社マルチメディア放送
特定基地局により行われる移動受信用地上放送に係る放送対象地域	全国

○総務省告示第三百四十八号

平成四年郵政省告示第四百六号（ＩＴＵ―Ｔ勧告に準拠する国内標準の作成及び発行を行う機関の認定に関する規程）は、平成二十二年九月二十七日限り廃止する。

平成二十二年九月二十七日

総務大臣　片山　善博